



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 江守グループホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 江守 清隆  
(コード：9963、東証第一部)  
問合せ先 常務取締役グループ管理部門担当 揚原 安麿  
(TEL 0776-36-9963)

### 特別損失の計上に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会で平成 27 年 3 月期の連結決算および個別決算において以下のとおりの特別損失を計上することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 特別損失の内容（連結）

当社は、本日開催の取締役会で以下の特別損失を連結財務諸表に計上することを決議いたしました。

(単位：百万円)

(1) 貸倒引当金繰入額	55,011	※
(2) 減損損失	1,304	
合計	56,316	

(※ うち、平成 27 年 3 月期第 3 四半期までの繰入額 46,205 百万円については、平成 27 年 3 月 16 日開催の取締役会で決議済み)

#### (1) 貸倒引当金繰入額の計上について

当社グループは、平成 27 年 3 月期第 3 四半期の連結決算において、中国子会社の得意先の売上債権に対して貸倒引当金を 462 億 5 百万円繰入れ、特別損失の区分に計上いたしました。今回の貸倒引当金繰入額は、年度の連結決算を行うにあたり第 3 四半期における貸倒引当金繰入の金額につき、さらに 88 億 6 百万円積み増しを行ったものです。これは、大口得意先の 1 グループ（以下、A 社グループといいます）に対して回収が進まなかったこと、および為替レートが円安方向に進行したことを受けて、円貨ベースでの貸倒引当金繰入額が膨らんだことによるものです。

A 社グループにつきましては、第 3 四半期末時点において、当社の貸倒引当金見積りの際の債務者区分上「破綻懸念先」と区分されており、同社に対する売上債権の残高から直近の入金状況を加味した回収見込額を控除の上、残額について貸倒引当金の計上を行ってまいりました。第 4 四半期に入り、中国子会社は引き続き回収に向けた努力を行ってまいりましたが、A 社グループからの回収はほとんど進まなかったことから、年度末で

は第3四半期と比べ将来の回収見込額をより低く算定せざるを得ず、結果、貸倒引当金が増加することとなりました。なお、A社グループ以外の主要得意先に関しては、概ね第3四半期末時点と回収状況に変化はなく、最大得意先についてはほぼ入金がなく、それ以外の主要得意先については、少額の入金が続いており、貸倒引当金の金額に大きな変動はありませんでした。従いまして、今回増加した貸倒引当金繰入額のほとんどがA社グループの回収状況の悪化によるものです。

この結果、平成27年3月期の連結貸借対照表に計上されている中国子会社の売上債権金額（破産更生債権金額を含む）約774億円のうち、対応する貸倒引当金（流動・固定合計）の残高は約622億円となります。なお、当連結会計年度に繰入れた金額550億円と連結貸借対照表残高の貸倒引当金残高622億円との差の主な要因は、連結決算時に用いる期中平均レートと期末レートの換算レートの差によるものです。

## （2）減損損失の計上について

当社の保有する固定資産に時価の下落が見られたため、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失11億64百万円を計上いたしました。また、子会社におきましても、平成27年4月16日開示の「中国子会社の事業縮小及び特別損失の計上に関するお知らせ」でご案内のとおり、当社の中国子会社につき、活動休止を決議したことを受けて、同社の所有する固定資産につきまして回収可能価額まで減額し、減損損失76百万円を計上いたしました。さらに、中国子会社以外においても、営業赤字を計上するなど業績が悪化している子会社の保有する固定資産につき、減損損失62百万円を計上いたしました。

## 2. 特別損失の内容（個別）

当社は、本日開催の取締役会で以下の特別損失を個別財務諸表に計上することを決議いたしました。

	（単位：百万円）
（1） 関係会社出資金評価損	9,687
（2） 関係会社株式評価損	16,991
（3） 債務保証損失引当金繰入額	22,910
（4） 貸倒引当金繰入額	4,430
（5） 減損損失	1,164
合計	55,185

### （1） 関係会社出資金評価損、（2） 関係会社株式評価損について

上記「1. 特別損失の内容（連結）（1）貸倒引当金繰入額の計上について」に記載のとおり、中国子会社において多額の貸倒引当金繰入額を計上いたしました。これを受けて、同社が債務超過となったことから、当社の同社に対する出資につき関係会社出資金評価損96億87百万円を計上いたしました。また、当社のシンガポール子会社であるEmori Asia Holdings Pte. Ltd. についても、中国子会社に対して多額の投融資を行っ

ていること等を受けて、これらに対し評価損や引当を計上した結果、債務超過となったため、当社が保有する Emori Asia Holdings Pte. Ltd. の株式について関係会社株式評価損 142 億 9 百万円を計上いたしました。

さらに、平成 27 年 4 月 30 日開示の「当社グループのスポンサーの選定、スポンサーに対する子会社株式の譲渡（これに伴う子会社の異動、特別損失の発生）及び当社の民事再生手続開始申立て並びに子会社による興和株式会社との業務提携に関するお知らせ」でご案内のとおり、当社の国内子会社 8 社の株式につき譲渡することを決議したことを受け、譲渡金額と帳簿価額との差額 27 億 81 百万円を関係会社株式評価損として、当社の平成 27 年 3 月期の個別決算に計上いたしました。

### （3）債務保証損失引当金繰入額について

上記「（1）関係会社株式評価損、（2）関係会社出資金評価損について」に記載のとおり、中国子会社およびシンガポール子会社が債務超過となりました。当社はこれらの子会社の銀行取引等に対して債務保証を行っておりますが、債務保証の履行可能性が高まったことを受けて、履行見込み金額 229 億 10 百万円を債務保証損失引当金繰入額として計上いたしました。

### （4）貸倒引当金繰入額について

平成 27 年 4 月 30 日開示の「当社グループのスポンサーの選定、スポンサーに対する子会社株式の譲渡（これに伴う子会社の異動、特別損失の発生）及び当社の民事再生手続開始申立て並びに子会社による興和株式会社との業務提携に関するお知らせ」でご案内のとおり、当社は、子会社である江守商事株式会社の株式を、東京地方裁判所の許可を条件として、平成 27 年 5 月 29 日にスポンサーに譲渡することをすでに決議しております。株式の譲渡後、江守商事株式会社は当社の子会社ではなくなりますが、同社が当社の中国子会社に対して有する売上債権（4,430 百万円）につき回収の見通しが立っていないことから、当社が江守商事株式会社に対して有する貸付金の一部（4,430 百万円）の代物弁済として、この売上債権の給付を当社が受けることといたしました。この弁済により取得した売上債権は上記のとおり回収の目途が立っていないことから、貸倒引当金繰入額 4,430 百万円を当社の個別決算において繰り入れることといたしました。江守商事株式会社の純資産価値が同額向上し、結果として株式譲渡価値の向上にも繋がっております。なお、この弁済は平成 28 年 3 月期に行われることとなりますが、平成 27 年 3 月期の後発事象として当社の個別決算に取り込むことが相当と判断いたしました。

### （5）減損損失について

上記「1. 特別損失の内容（連結）（2）減損損失の計上について」に記載のとおり、当社の保有する固定資産に時価の下落が見られたため、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上いたしました。

### 3. 今後の見通し

平成 27 年 3 月期の連結決算において 563 億 16 百万円の特別損失を計上するほか、個別決算においては、551 億 85 百万円の特別損失を計上いたします。なお、個別財務諸表に計上された特別損失のうち（1）から（4）については、連結決算では、消去されることとなるため、連結業績に与える影響はありません。

以 上